

市民事業支援制度「都市部における市民事業への支援」に対する方策

○市民事業専門委員会の取組状況と今後の方針について

都市部における市民事業への支援を広げる方策として、次の方策の提案があり、実施に向けて検討していくこととした。

- ①都市部の市民団体と水源保全地域で活動している団体の両者が協働して、都市部で行う普及啓発・教育事業を支援する枠組みを作る。
- ②市民団体の会員が、(公財)かながわトラストみどり財団が主催する「県民参加の森林づくり事業」等への参加実績を要件として、市民団体が実施する水源地域以外の普及啓発・教育事業を支援する。

- 「平成 25 年度もり・みず市民事業支援補助金募集案内」(以下「募集案内」) 3 ページの「事業例」に詳細に記載し、都市部の市民団体からの応募を広げていく。
- 都市部に拠点を置く市民団体に対して、補助制度を紹介したチラシの配布を行うなど、本補助制度の広報を強化する。

「募集案内」7 ページの「Q & A」には、「水源保全地域で活動する団体等を講師に招いた場合も要件を満たします。」と記載されている。しかし、募集案内3 ページの「事業例」には、その旨の記載がない。

○募集案内への記載修正(案)

申請区分	対象となる事業の例
森林の保全・再生事業	植樹、間伐、枝打ち作業、登山道の整備 など
間伐材の利活用促進事業	間伐材を利用した製品の製作 など
河川・地下水の保全・再生事業	河川・水路の浄化対策、地下水かん養対策 など
その他の特別対策事業	水環境モニタリングの実施 など
普及啓発・教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植樹・下草刈等の体験教室、間伐・チェーンソー取扱講習会、炭焼き体験会、川の自然観察会 など ○ 植樹・間伐作業や水質調査の経験を生かした環境教育 など ○ <u>県内水源保全地域外で行う事業について、県内水源保全地域で水源環境保全・再生活動を継続的に実施している市民団体と共同して行う事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の共催(企画立案・開催運営による連携) ・ブースの出展による連携 ・講師等の派遣による連携 ○ <u>県内水源保全地域外で行う事業について、県が推進する「県民参加の森林づくり事業」※へ複数回参加し、その経験を踏まえ行う事業</u>
調査研究事業	水質調査、河川生物調査、樹林地調査、湧水地調査 など
資機材の購入	森林整備に係る資機材の購入 など

※(公財)かながわトラストみどり財団が主体となり実施している事業(一般ボランティア実践活動、森林づくり体験講座、やどりき水源林のつどい、新定着型ボランティア)

課題点・問題点

(1) 水源保全地域で活動している市民団体であると認めるための根拠を、どのように判断するか。

【案】 事務局（県）から、連携可能と思われる団体※を例示する。それ以外の団体との連携については、事務局（県）で、その団体について調査する。

※(公財)かながわトラストみどり財団が補助金を交付している団体や、市民事業支援補助金(高度化支援部門)を交付している市民団体をあらかじめ例示する。

(2) どのレベルでの連携を、補助要件とするか。

【案】 「『人』の連携」を条件としたい。

A：イベント等の共催(企画立案・開催運営による連携)

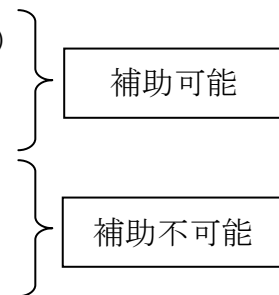
B：ブースの出展による連携

C：講師等の派遣による連携

D：資材(間伐材等)の提供のみの連携

E：パネル展示のみの連携

F：リーフレット配架のみの連携



(3) 「県民参加の森林づくり」への参加したことを、どのように確認するか。

【案】 補助金交付申請書に、参加した会員名を記載し、その者が実際に参加したのか否かを、事務局（県）が(公財)かながわトラストみどり財団へ照会する。

(4) (公財)かながわトラストみどり財団以外の団体が、「県民参加の森林づくり」に類似した事業を行っている場合、その事業へ参加することを普及啓発・教育事業への補助要件とすることができるか。

【案】 (公財)かながわトラストみどり財団以外の団体が、継続的に水源環境保全・再生に資する事業を行っていることが認められる場合は、その団体が実施している事業へ参加することを普及啓発・教育事業への補助要件とすることを検討する。

<参考>水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱（抜粋）

（補助の対象事業）

第5条 この補助金の対象事業は、次の各号に定める事業区分のいずれかに該当する事業とする。

(1) 特別対策事業区分

この事業区分は、県内水源保全地域で行われる次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とする。

- ア 別表第1に掲げる特別対策事業に類する事業であること
- イ 3年以上継続して実施することが見込まれる事業であること

(2) 水源環境保全・再生に関する普及啓発・教育事業区分

この事業区分は、神奈川県及び県外水源保全地域で行われる次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とする。

- ア 施策大綱の趣旨に合った水源環境の保全・再生に資する普及啓発・教育事業であること
- イ 神奈川県に在住、在勤、又は在学する者を対象に含む事業であること
- ウ 水源保全地域における水源環境保全・再生活動のプログラムやその活動経験に基づく学習プログラムが盛り込まれている事業であること

(3) 水源環境保全・再生に関する調査研究事業区分

この事業区分は、施策大綱の趣旨に合った神奈川県の水源環境の保全・再生に資する調査研究事業を対象とする。

(4) 資機材の購入

この事業区分は、第1号から第3号における事業実施に係る資機材の購入のために必要な経費を対象とする。